

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和6年6月1日現在）

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている
保険医療機関です。

2. 入院基本料について（有床診療所入院基本料1）

当院では、7人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分~夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3~7人です。
- ・夕方16時30分~朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6~10人です。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策 について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策の基準を満たしております。

4. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5. 一般名処方について

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

6. 当院は関東信越厚生局に下記の届出を行っております。

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準
- ・歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ・歯科外来診療感染対策加算 1
- ・歯科診療特別対応連携加算
- ・有床診療所入院基本料 1
- ・短期滞在手術等基本料 1

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・歯科治療時医療管理料
- ・小児口腔機能管理料の注 3 に規定する口腔管理体制強化加算
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準
- ・ロービジョン検査判断料
- ・有床義歯咀嚼機能検査 1 のロ及び咀嚼能力検査
- ・精密触覚機能検査
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・手術用顕微鏡加算
- ・う蝕歯無痛的窩洞形成加算
- ・歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・光学印象
- ・CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー
- ・歯科技工加算 1
- ・歯周組織再生誘導手術
- ・手術時歯根面レーザー応用加算
- ・歯根端切除手術の注 3

- ・麻酔管理料（1）
- ・歯科麻酔管理料
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・歯科矯正診断料
- ・顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）
- ・酸素の購入単価

7. 保険外負担に関する事項について

当院では、個室使用料、証明書・診断書等につきまして、その使用に応じた実費のご負担をお願いしております。

【選定療養に関する事項】

1) 特別の療養環境の提供

	金額（1日につき）	病床数	病室
個室	8,400 円	5	特 A・501・502・503・505

2) 金属床による総義歯の提供

金属	上顎	下顎
白金	1,030,000 円	1,030,000 円
コバルト	313,000 円	313,000 円
チタン	432,000 円	432,000 円

3) う蝕に罹患している患者の指導管理

種類	金額
フッ化物局所	2,000 円
小窩裂溝填塞	2,000 円

4) 予約に基づく診察

診療科	金額	対象
眼科	3,300 円	緑内障特殊専門外来・眼瞼けいれん、および眼球使用困難症外来

【文書及び保険外負担に関する事項】

項目	金額
証明書（院内様式）	3,900 円
証明書（院外様式）	6,700 円

診断書（院内様式）	3,900 円
診断書（院外様式）	6,700 円
死亡診断書（2 通まで）	6,700 円
特定疾患医療受給者証交付申請書	3,000 円
健康診断結果報告書（2 通目から）	1,800 円
その他文書料	600 円
診療情報開示に係る費用	カルテ開示基本料 2,400 円 診療録の写し（1 枚につき）20 円 画像データ（電子媒体 1 枚につき）300 円

8. 医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示について

当院では、医療 DX を推進して質の高い診療を実施するための体制整備を行っています。

1. オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
2. マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
3. 電子カルテ情報共有サービスの使用と電子処方箋の導入を検討しています。

9. 禁煙外来について

当院では、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方等に対し、禁煙のお手伝い出来るよう禁煙外来を設けております。ご希望の方は主治医又は受付までお申し出ください。

10. 有床義歯の取扱いについて

有床義歯は製作後、6ヶ月間は新たに作ることは出来ません。他院で作った場合も同様です。

11. 義歯の修理について

当院では、常勤の歯科技工士を配置し、院内の歯科技工室内において入れ歯の修理を迅速に行っております。

12. クラウン・ブリッジ維持管理料について

装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。異常があればそのままにせずお早めにお知らせください。

13. 歯科治療総合医療管理料について

高血圧や糖尿病の疾患をお持ちの患者さんにあたり、内科主治医からの情報提供をいただき全身的な管理体制の下に歯科治療を行います。

14. う蝕歯無痛的窩洞形成加算について

レーザー照射によりう蝕の除去時の振動や音、痛みを少なくして治療できます。

15. 歯周組織再生誘導手術について

重度の歯周疾患により歯槽骨が破壊、吸収、露出した部位に対して、保護膜を被覆することにより歯根と歯根膜の再結合や歯槽骨の再生を促進する手術が行えます。

16. 長期処方・リフィル処方せんについて

患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断します。

17. 院内感染防止対策のための取り組み

当院における院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、院内感染の防止に努め、院内に関わるすべての人を守るために「標準予防策(スタンダードプリコーション)」の観点に基づいた医療行為を実践しています。合わせて感染経路に応じた予防策を実施しています。また、院内外の感染症情報を幅広く共有して、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応する活動体制をとっています。院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行っています。

2. 院内感染対策の組織体制と取り組み

院長、各所属長等で構成された、対策方針を決定する「院内感染防止対策委員会」を設置し、委員会は月1回、必要時には随時開催します。

3. 院内感染防止対策のための職員に対する教育

年に2回以上の全職員を対象とした院内感染防止対策に関する研修会を開催し、職員の感染対策に関する意識や知識向上に努めています。

4. 感染症の発生状況の報告体制と取り組み

各部署からの感染症発生報告体制がとられており、感染防止対策を適切に実施するとともに、全職員に情報提供し、注意喚起を行っています。

5. 院内感染発生時の対応体制と取り組み

感染症患者が異常発生した場合は、速やかに感染源や感染経路を究明し、感染拡大防止に尽力します。また、必要に応じて行政機関への各種の届出や連絡を行います。

6. 患者さんへの情報提供

感染症の流行が見られる場合には、掲示などで広く院内に情報提供を行います。合わせて手洗い・マスク着用などについて、感染防止の理解と協力をお願いします。

当院における院内感染防止対策に関する取り組み事項は院内に掲示し、また、院内感染防止対策指針閲覧の求めがあった場合はこれに応じ、積極的な感染防止対策推進に努めます。

7. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な取り組み

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

18. 医療安全対策のための取り組み

1. 医療安全管理、院内感染対策、医薬品業務手順等医療安全対策に係る指針等の策定

2. 医療安全対策に係る研修の受講ならびに従業者への研修の実施

3. 安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置しています。

設置装置等：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置

4. 医療機器の洗浄・滅菌を徹底するなど、院内感染防止策を講じています。

設置機器等：オートクレーブ、消毒器、感染防止用ユニット

5. 緊急時に対応できるよう、医科医療機関と連携しています。

連携医療機関：一般社団法人神奈川県警友会 けいゆう病院

6. 当院は、安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療医療安全対策加算1」を算定しています。

19. 厚生労働大臣が定める手術に関する施設基準に係る実績について

(令和5年1月～12月)

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の「通則4」を含む）に掲げる手術

【区分3に分類される手術】

ア 上顎骨形成術等	17件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	1件

20. その他

1. 当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。
2. 当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いします。
3. 当院は、緊急時に備えた事前の連携体制として、一般社団法人神奈川県警友会けいゆう病院と連携しております。
4. 当院は厚生労働省指定の臨床研修施設です。指導医の指導・監督のもと、研修歯科医が診療を行っております。また、歯科衛生士など様々な職種の実習生を受け入れている施設でもあります。日本の未来を担う医療職を養成するために、皆様のご理解とご協力をお願いします。